

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 16 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等における精度管理マニュアル」
について（周知）

新型コロナウイルス感染症の検査については、医療機関においては医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に、衛生検査所においては臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）にそれぞれ基づく精度管理に関する措置を講ずるものとされているところです。

今般、令和 2 年度厚生労働省委託事業として実施された新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等にかかる精度管理調査の結果※を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等における精度管理マニュアル」を別添のとおりとりまとめましたので、貴職におかれては、管内における新型コロナウイルス感染症の検査実施機関に対して、参考とするよう周知をお願いいたします。

※ 厚生労働省委託事業「新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等にかかる精度管理調査業務」報告書

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000769978.pdf>)